○千歳市介護予防サロン事業実施要領

平成27年３月23日市長決裁

改正

平成29年４月１日市長決裁

平成30年９月３日市長決裁

平成31年１月24日市長決裁

令和２年２月１日市長決裁

令和３年３月19日市長決裁（保健福祉部長専決）

千歳市介護予防サロン事業実施要領

１　目的

高齢者が生きがいを持って、元気にいきいきと住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、住民主体の介護予防活動として「介護予防サロン事業」を実施し、高齢者向けの通いの場の提供、高齢者の居場所づくりや地域住民の出番づくりを行う。

２　事業概要

(１)　地域社会の急速な高齢化は市民生活に影響を及ぼすことから、要支援者を含む高齢者向けの「通いの場」を提供し、高齢者の「居場所づくり」と地域住民の「出番づくり」を行うことにより、元気な高齢者を増やし、いきいきと百歳まで暮らしたくなる地域づくりを進める。

(２)　地域に住む高齢者等が介護予防リーダーとなり、地域の特性に合った運営を行うことで、参加する高齢者のやる気を高め、住民主体による介護予防や認知症予防、健康づくりにつながる地域づくりを進める。

(３)　一般介護予防の地域介護予防支援事業（通いの場関係）として本事業を実施する。

３　千歳市介護予防サロン事業の内容

介護保険制度の地域支援事業（介護予防事業）として市が実施主体となり、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会（千歳市介護予防センター）に運営を委託する。

(１)　実施主体

①　町内会（町内会、自治会及びコミュニティ協議会）

②　老人クラブ（町内会等が実施していない地域に限る）

③　介護予防リーダーを中心として５人以上の高齢者で構成する任意団体（町内会及び老人クラブが実施していない地域に限る）

(２)　対象者

要介護・要支援認定者を含む高齢者（満65歳以上）５人以上とする。

(３)　実施内容

市の養成講座を修了した介護予防リーダーが、地域に住む高齢者に対して、市が指定する介護予防運動である「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」「ノルディックウォーキング」を行った場合に、１回あたり定額の運営費補助を行う。

(４)　実施場所

・　町内会館、集会所、コミュニティーセンターなどで実施する。

・　ノルディックウォーキングは、体育館、公園や道路などで実施する。

(５)　実施回数

介護予防効果を維持するため、月２回以上実施とする。

(６)　利用者負担金

町内会等が１人当たりの利用者負担金を設定し、それを茶話会のお茶菓子代等に充てることができる。

なお、参加者が茶菓子等を持参又は町内会等が別に提供する場合は、無料とすることもできる。（飲食代は当事業の対象とならない）

(７)　運営費補助

実施団体に対して、(５)実施回数の要件を満たした場合、１回あたり1,500円、年間で48回（月４回）を上限に補助する。

なお、災害等の影響により月２回以上の実施ができなかった場合に限り、月２回以上の実施日があらかじめ実施計画書等であきらかであるときは、実施した１回分の運営費を補助することができることとする。

事業年度は１月～12月とし、１月分～６月分は７月に請求し、７月～12月分は翌年１月に請求する。なお、実施回数については(５)の要件を満たす必要がある。

運営費補助は、指導代、会場費、暖房費、光熱水費、写真代、事務費等として、１回あたりの定額補助とする。

また、実施団体への運営費補助は、市から千歳市介護予防センターへの委託料に含め、年度末の精算時、運営費補助交付額に残額がある場合、市へ返還するものとする。

４　事業の実施について

(１)　事業の指定申請

千歳市介護予防サロン事業の指定を受けようとする団体は、千歳市介護予防サロン事業指定申請書（第１号様式）に次の書類を添付し、千歳市介護予防センター長に提出しなければならない。

・千歳市介護予防サロン実施計画書（第２号様式）

・千歳市介護予防サロン対象者一覧表（第３号様式）

(２)　事業の指定

千歳市介護予防センター長は、申請があったときは、当該申請の内容を審査し、指定の可否について決定し、千歳市介護予防サロン事業指定（不指定）通知書（第４号様式）にて申請団体に通知するものとする。

(３)　状況報告等

千歳市介護予防センター長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、実施団体に対し実施状況の報告を求め、又は調査を行うものとする。この場合において、必要があると認める時は、指導又は助言を行い、その支援に努めるものとする。

(４)　実績報告

実施団体は、千歳市介護予防サロン事業実績報告書（第５号様式）に次の書類を添付し、千歳市介護予防センター長に提出しなければならない。

・千歳市介護予防サロン事業活動日誌①（第６号様式）

・千歳市介護予防サロン事業活動日誌②（第７号様式、写真添付様式）

・収支決算書（事業計画書、予算書、決算書）

(５)　運営費補助の交付

実施団体は、(４)に掲げる実績報告と同時に千歳市介護予防センター長に対し、運営費補助交付申請書（第８号様式）、請求書（第９号様式）を提出する。

千歳市介護予防センター長は実績が運営費補助の交付決定内容、条件に適合するものであるか否かを調査した上で運営費補助額を決定し、千歳市介護予防サロン事業運営費補助交付決定通知書（第10号様式）により、実施団体に通知し、支払いを行う。

(６)　補助金の額の確定

千歳市介護予防センター長は(４)に掲げる収支決算書の報告を受けたときは、３の(７)に定める経費として適正に支出されているか否か、また交付した補助金に残がないかを調査した上で運営費補助額を確定し、千歳市介護予防サロン事業運営費補助交付確定通知書（第11号様式）により、団体に通知するものとする。

なお、確定した補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、超える額を返還させるものとし、確定した補助金の額が既に交付した額を超えるときは、その差額は交付しない。

５　事業の廃止について

　(１)　事業の廃止届出

　　　実施団体は、事業を廃止しようとするときは、速やかに千歳市介護予防サロン事業廃止届出

　　書（第12号様式）により千歳市介護予防センター長に届け出なければならない。

　(２)　事業の廃止

　　　千歳市介護予防センター長は、(１)の届出を受理したときは、実態を確認し、千歳市介護予

防サロン事業廃止届受理証明書（第13号様式）にて申請団体に通知するものとする。

６　留意事項

テレビ、ＤＶＤ再生機器、血圧計等は町内会等が用意する。

また、体操に使うおもりは、千歳市介護予防センターの貸出在庫の範囲で貸し出しを行う。補助金を活用し、おもり、テレビ、ＤＶＤ再生機器、血圧計等備品、市が指定した運動以外の有酸素運動、コグニサイズ、ふまねっと運動などの医学的な根拠が示されている活動を実施するための資料や教材等の購入、講師料等に使用することも可能とする。千歳市介護予防センターからおもりの貸し出しを受けている場合、おもりを購入後、センターに返却するものとする。

市は当事業の実施状況について、千歳市介護予防センターからの月次報告を毎月受けるほか、７月請求分は８月に、１月請求分は２月に別途報告を受け、確認を行う。

附　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日市長決裁）

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年９月３日市長決裁）

この要領は、平成30年９月３日から施行する。

附　則（平成31年１月24日市長決裁）

この要領は、平成31年１月24日から施行する。

附　則（令和２年２月１日市長決裁）

この要領は、令和２年２月１日から施行する。

附　則（令和３年３月19日市長決裁（保健福祉部長専決））

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に第１条の規定による改正前の千歳市人材育成・離職者防止対策推進助成金交付要綱、第２条の規定による改正前の千歳市訪問型サービスＡ従事者養成研修実施要領、第３条の規定による改正前の千歳市介護予防サロン実施要領、第４条の規定による改正前のすこやかボランティア設置要綱及び第５条の規定による改正前の傾聴ボランティア設置要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附　則（令和５年３月22日市長決裁）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。